別記第四十号様式を次のように改める。

別記第四十号様式（第二十九条関係）

日本国政府法務省

再　入　国　許　可　申　請　書

出入国在留管理局長　殿

出入国管理及び難民認定法第26条第1項の規定に基づき，次のとおり再入国の許可を申請します。

1 国　籍・地　域　　2 生年月日　　年　　月　　日

3 氏　名　　4 性　別　男・女

5 日本における住居地

電話番号　　携帯電話番号

6 旅券　(1)番　号　　(2)有効期限　　年 Year　月 Month　日 Day

7 現に有する在留資格　　在留期間

在留期間の満了日　　年　　月　　日

8 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号

9 渡航目的　□観　光　□商　用　□親族訪問　□留　学　□その他（　　）

10 予定渡航先国名

11 出国予定年月日・港　　年　　月　　日　　日本の(空)港

12 再入国予定年月日・港　　年　　月　　日　　日本の(空)港

13 希望する再入国許可　□1回限りの再入国許可　□数次の再入国許可

14 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）
有（具体的内容　　）・無

15 確定前の刑事裁判の有無（日本国外におけるものを含む。）
有（具体的内容　　）・無

16 旅券を取得することができない場合は，その理由

17 法定代理人（法定代理人による申請の場合に記入）
(1)氏　名　　(2)本人との関係

(3)住　所

電話番号　　携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人（法定代理人）の署名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注　意　申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，申請人（法定代理人）が変更箇所を訂正し，署名すること。
申請書作成年月日は申請人（法定代理人）が自署すること。

※　取次者
(1)氏　名　　(2)住所

(3)所属機関等（親族等については，本人との関係）　　電話番号

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年三月十日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条　旧規則に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新規則に規定する相当様式の書面とみなす。